

## 道路運送法施行規則改正について（運転者証関係）

## 1 改正の内容

- ・運転者証の作成及び掲示義務を廃止
- ・運転者の氏名の掲示義務を廃止
- ・車内に団体の名称及び自動車登録番号を旅客に見やすいように表示

## 2 施行期日

令和5年8月1日

## 3 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（運転者等台帳並びに運転者証及び保安員証）</p> <p>第五十一条の二十三 3</p> <p>自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証（特定自動運行保安員については、保安員証）を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償運送自動車内に掲示しなければならない。</p> <p>一 作成番号及び作成年月日</p> <p>二 自家用有償旅客運送者の名称</p> <p>三 運転者等の氏名</p> <p>四 運転免許証の有効期限</p> <p>五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項</p> <p>（自家用有償旅客運送自動車内の掲示）</p> <p>第五十一条の二十八</p> <p>自家用有償旅客運送を行う市長村は第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び</p>	<p>（運転者等台帳）</p> <p>第五十一条の二十三 3</p> <p>（削る）</p> <p>（自家用有償旅客運送自動車内の表示）</p> <p>第五十一条の二十八</p> <p>自家用有償旅客運送者は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者</p>

当該自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。	の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。
---	--